

# 経営事項審査の手引き

平成 28 年 11 月 1 日

佐賀県建設・技術課

# 目 次

はじめに

1	経営事項審査制度の概要	1
2	経営事項審査の有効期間	2
3	経営事項審査を受けなければ請け負うことができない建設工事の発注者一覧	4
4	経営事項審査の申請	5
5	申請の時期及び方法	6
6	申請書類一覧	8
7	経営事項審査手数料の金額及び納付方法	12
8	審査基準日と審査項目について	13
9	申請書記入例	14
10	経営事項審査の項目及び基準	37
11	業種の考え方について	45
12	申請における注意事項（審査の基準等について）	54

# はじめに

経営事項審査制度は、公共工事の適正な施工を確保するために建設業者の施工能力や経営状況などを総合的に審査する制度で、昭和 25 年に中央建設業審議会の建議に基づき公共工事の入札参加資格審査の際の工事施工能力審査の手法として制度化されました。その後、昭和 36 年に建設業法の改正により法制化され、審査内容の充実等を図るため数度の改正を経て現在に至っています。

最近では、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」（平成 15 年 6 月 16 日公布）の施行により、平成 16 年 3 月 1 日から、経営状況分析（Y）を行う機関が、指定機関から国により登録を受けた機関（以下「登録経営状況分析機関」という。）へと変更され、さらに、平成 23 年 4 月 1 日施行から規模評価等の各評点や審査項目等が大幅に改正されています。

建設業法では、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で、政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。（建設業法第 27 条の 23）

また、公共工事について発注者と請負契約を締結できるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査申請の直前営業年度が終了した日（＝審査基準日）から 1 年 7 ヶ月の間に限られることとなっています。（建設業法施行規則第 18 条の 2）

したがって、公共工事等を発注者から直接請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から 1 年 7 ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経営事項審査を受けることが必要となりますので、経営事項審査の申請にあたっては、この手引きの内容を十分に理解し申請していただくようお願いします。

（参考）

## 建設業法第 27 条の 23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

### 建設業法施行令第 27 条の 13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第 27 条の 23 第 1 項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- 二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

### 建設業法施行規則第 18 条の 2（経営事項審査の受審）

法第 27 条の 23 第 1 項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の 1 年 7 月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

# 1 経営事項審査制度の概要

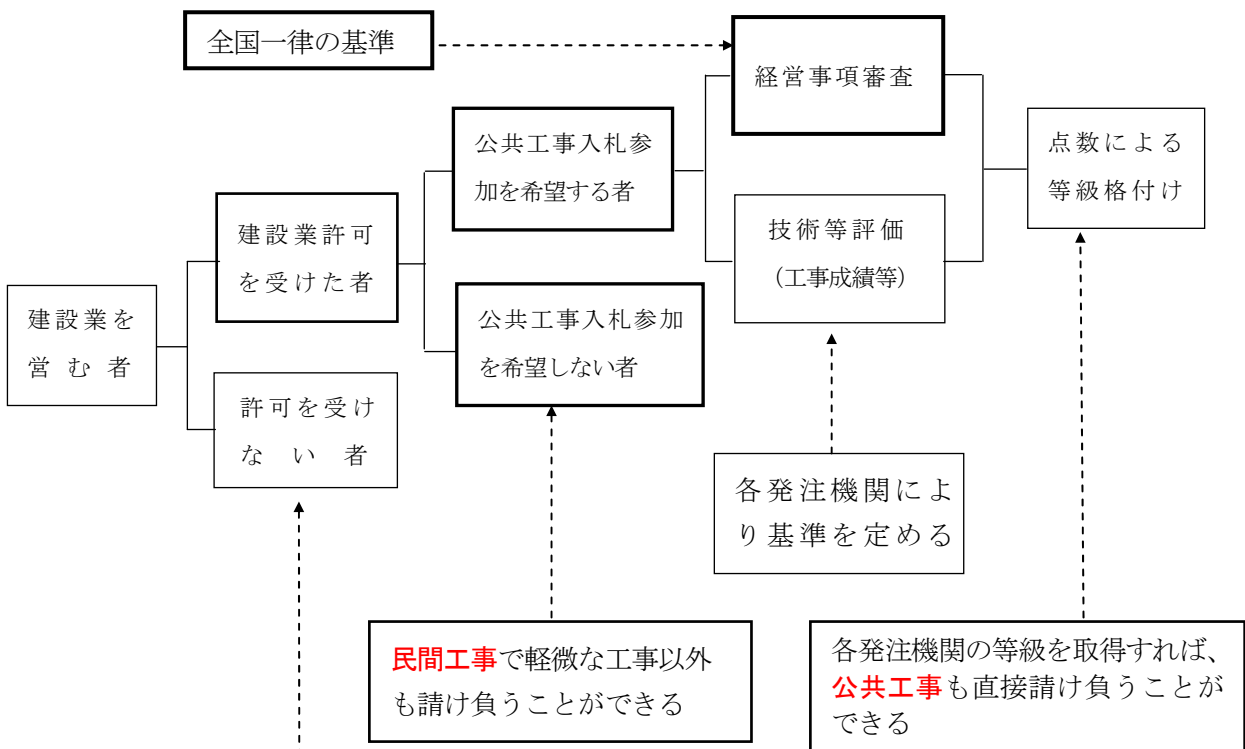
各公共発注機関においては、あらかじめ公共工事の入札に参加を希望する建設業者の資格審査を行わなければならない、その審査結果を点数化してA～C等のランク付（等級格付）を行っています。

佐賀県では、入札参加資格審査に「経営事項評価点数（＝総合評定値（P）」と「技術等評価点数」の2つを用いています。

このうち「経営事項評価点数（＝総合評定値（P）」は、経営の規模及び経営の状況等の客観的な事項について算出します。これがいわゆる「経営事項審査」と呼ばれています。

なお、建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。

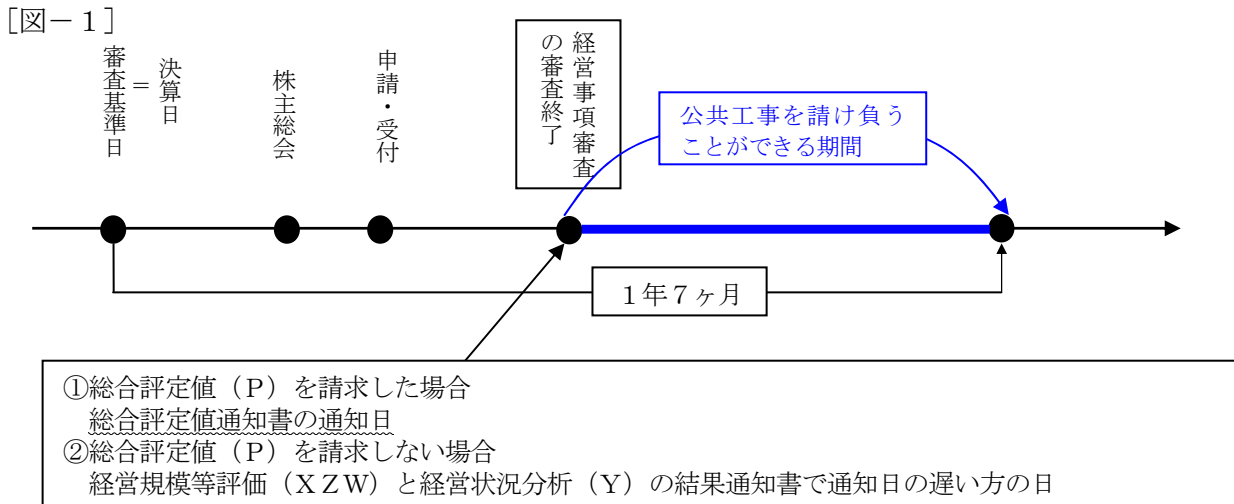
【建設業者と経営事項審査の関係】



政令で定める**軽微な工事のみ**請け負うことができる。  
 (軽微な工事)  
 建築工事業・・・1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事  
 その他の建設工事・・・500万円に満たない工事

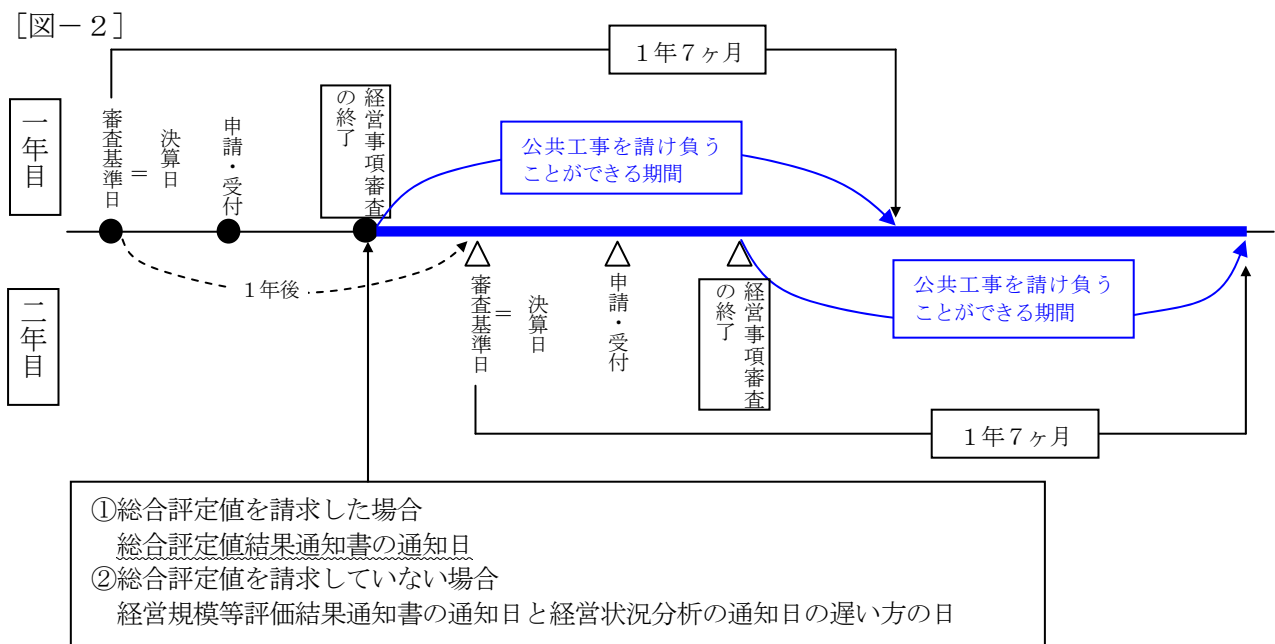
## 2 経営事項審査の有効期間

建設業法第 27 条の 23 の規定により、各公共発注機関から公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（以下「公共工事」という。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者には、経営事項審査が義務付けられ、公共工事について発注者と請負契約を締結することができるのは、**経営事項審査の審査終了後、経営事項審査を申請する直前の決算日（＝審査基準日）から 1 年 7 ヶ月の間に限られています。**〔図－1〕 参照



したがって、1 年目の経営事項審査が有効な状態で、2 年目の経営事項審査を終了することによって、「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続することができます。〔図－2〕 参照

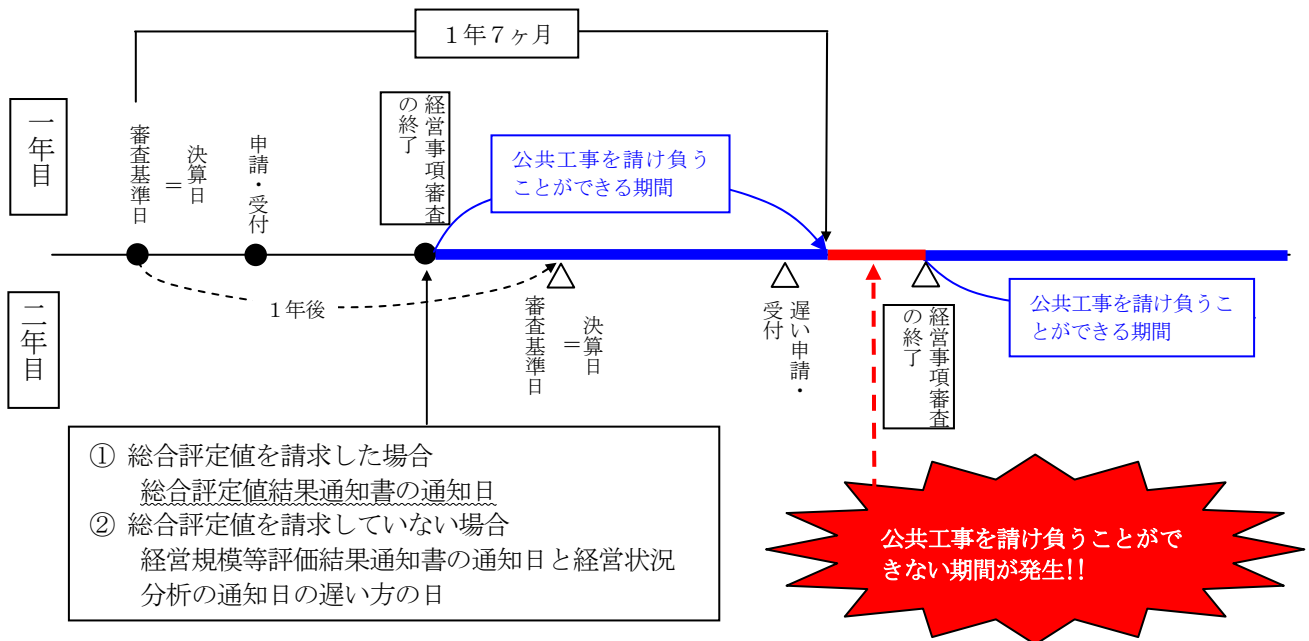
### 《毎年決算の日から速やかに申請した場合》



一方、1年目の「公共工事を請け負うことができる期間」の終了直前若しくは終了後に2年目の経営事項審査を申請すると、「公共工事を請け負うことができない期間」が発生します。[図-3] 参照

《申請が遅れた場合》

[図-3]



以上のように、経営事項審査の有効期間が切れるまでに、新たな決算日における経営事項審査の結果通知書の通知を受けていなければ、公共工事を請け負うことができない期間が発生してしまいます。

したがって、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査の有効期間、すなわち審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年決算が終了後、速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

また、経営規模等評価 (XZW) 及び総合評定値 (P) の結果については、事前審査書類提出から本審査を経て、結果通知書の通知までに約2か月半の処理期間を要しますので、ご注意ください。

### 3 経営事項審査を受けなければ請け負うことができない 建設工事の発注者一覧

建設業法第 27 条の 23 で規定する「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの」を発注する機関は、以下のとおりです。

[ 国 ]

[地方公共団体]

[法人]

国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、独立行政法人（独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所）

[公庫・銀行]

沖縄振興開発金融公庫

[事業団]

日本下水道事業団、日本私立学校振興・共済事業団

[基金]

社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金

[振興会]

日本小型自動車振興会、日本自転車振興会

[センター]

日本司法支援センター

[協会]

日本放送協会、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、公害健康被害補償予防協会

[機構]

地方公共団体金融機構、日本年金機構

[公社]

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

[組合等]

水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農林漁業団体職員共済組合

[研究所等]

港務局

[会社]

東京地下鉄株式会社、日本たばこ産業株式会社、新関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、日本環境安全事業株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫

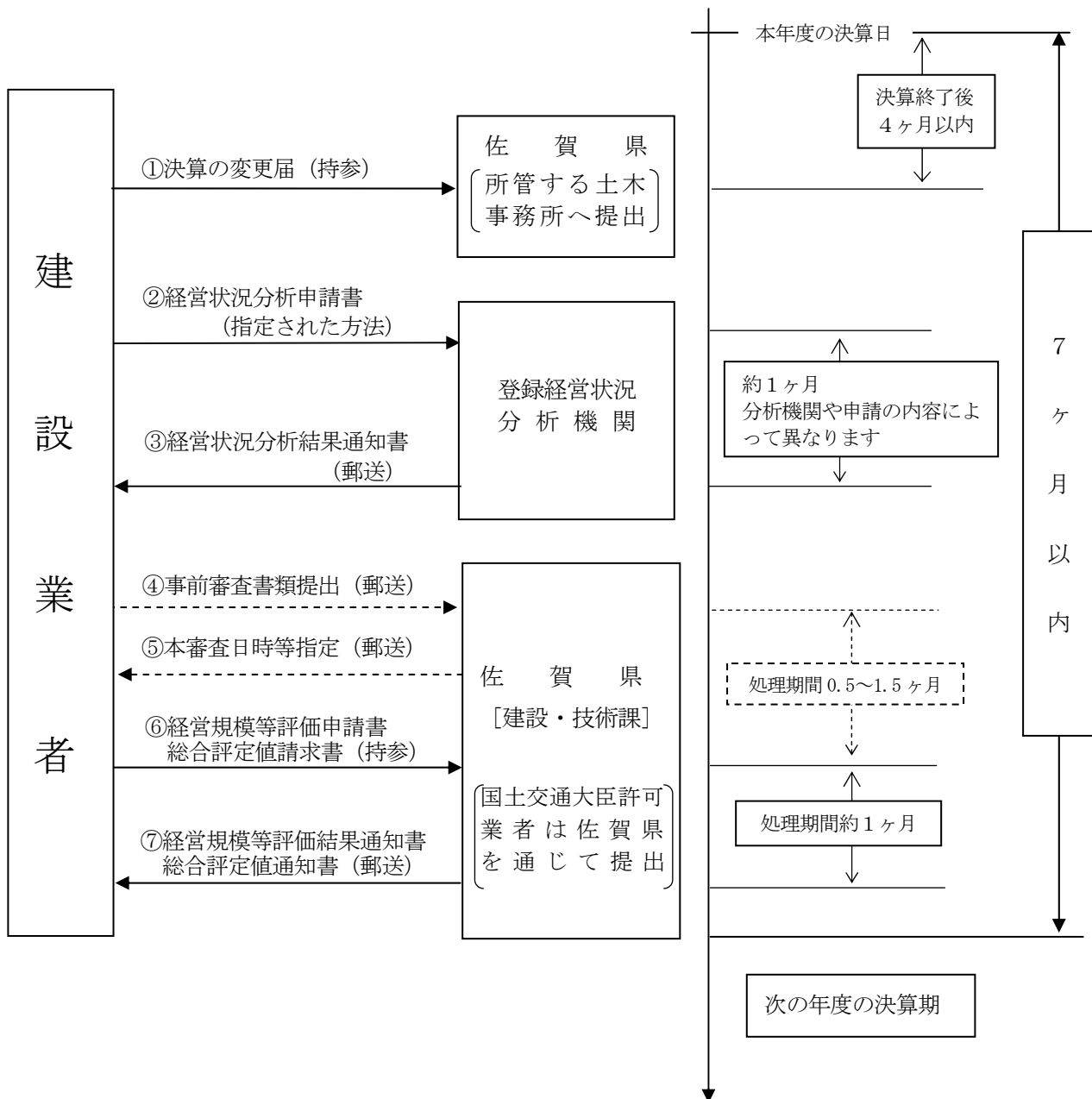
東京湾道路横断の建設に関する措置法（昭和 61 年法律第 45 号）第 3 条第 1 項に規定する東京湾横断道路建設事業者

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条第 1 項に規定する会社及び同条第 2 項に規定する地域会社

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 61 年法律第 88 号）第 1 条第 3 項に規定する会社

## 4 経営事項審査の申請

経営事項審査（経営規模等評価（XZW）＋経営状況分析（Y））と、総合評定値（P）の申請手順については以下のとおりです。



※国土交通大臣許可業者の方

国土交通大臣許可業者の申請については、佐賀県は受付のみとなりますので、上記①～③の手続きが終了し、申請準備が整い次第、建設・技術課建設業担当に事前に連絡の上、直接持参いただきますようお願いいたします。



## 5 申請の時期及び方法

	経営状況分析 (Y)	経営規模等評価 (X Z W)、総合評定値 (P)
申請書の提出先	各登録経営状況分析機関 (P11 参照)	佐賀県
申請時期	各登録経営状況分析機関の定める時期	通年(土、日、祝祭日を除く)のうち県が指定した日 <b>(ただし、決算日から1年を経過した場合は、その日を基準日とする審査を受けることはできません。)</b>
申請方法	各登録経営状況分析機関の定める方法	①事前審査(書面)用書類の提出(郵送)及び申請の予約申込み ②佐賀県が、本審査の申請日及び申請場所を指定し通知 ③申請者は指定された日及び場所に本審査(対面)用書類を持参し申請
申込先	各登録経営状況分析機関の定める申込先	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952 (25) 7153

### 《注意事項》

平成16年3月1日から経営事項審査制度が改正され、従前のように経営状況分析(Y)を終了した後、経営規模等評価(X Z W)を申請することを条件とはしませんが、総合評定値(P)を請求する場合は、経営状況分析(Y)の結果通知書の原本が必要となります。

なお、経営状況分析(Y)と経営規模等評価(X Z W)の両方を終了した時点で「経営事項審査を終了した」こととなりますので、経営規模等評価(X Z W)申請時に総合評定値(P)を請求しない場合、各公共発注機関で申請者が経営事項審査を終了しているか判断がつかない場合が生じますので、基本的には、経営状況分析(Y)の結果通知を受け、経営規模等評価(X Z W)を申請する際に、あわせて総合評定値(P)の請求も行ってください。

また、佐賀県入札参加資格申請では、総合評定値(P)結果通知書が添付書類として必要ですので、入札参加資格申請者は必ず総合評定値(P)を請求する必要があります。

## ※本審査期日等指定はがきの記入について

- ① はがきの表面に郵便番号、所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。
- ② 裏面は、下記のとおり印刷してください。
- ③ 事前審査書類を郵送又は持参するときに、同封してください（52円切手貼付）。
- ④ 事前審査後に、本審査の日時、審査場所を指定し郵送します。

[記入例]

表面	裏面												
<table border="1"><tr><td>52</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当</td><td>代表取締役 佐賀 太郎 様</td><td>佐賀コーポレーション (株)</td><td>佐賀市城内一―一五九</td></tr></table>	52	8	4	0	8	5	7	0	佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当	代表取締役 佐賀 太郎 様	佐賀コーポレーション (株)	佐賀市城内一―一五九	<p>申請書日時等指定票</p> <p>経営規模評価の申請及び総合評定値の請求 について下記のとおり指定します。</p> <p>記</p> <p>1 申請日時 平成 年 月 日 時 分 なお、他の申請の都合等により時間については 遅れることがありますので、あらかじめ御了承くだ さい。</p> <p>2 申請場所 佐賀県庁 新行政棟 階 会議室</p> <p>3 問い合わせ先 佐賀県 建設・技術課 建設業担当 TEL 0952(25)7153</p>
52	8	4	0	8	5	7	0						
佐賀市城内一―一五九 佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当	代表取締役 佐賀 太郎 様	佐賀コーポレーション (株)	佐賀市城内一―一五九										

やむをえない理由により指定の日時を変更したい場合は、建設・技術課までご連絡ください。

## 6 申請書類一覧

### (1) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求

※申請書 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）、技術職員名簿（別紙二）、その他の審査項目（社会性等）（別紙三）

#### ※事前及び本審査提出（提示）書類一覧

審査項目	提出又は提示書類	事前審査 (書面)	本審査 (対面)
(1) 経営規模等評価（総合評定値）	①申請書（1, 2 ページ）	○（提出）	
	②経営状況分析結果通知書（通知書が届いていない場合は分析申請書の写し） ③法人番号指定通知書の写し等（注1）		
(2) 完成工事高	④建設業許可申請書副本、決算変更届出書副本（2期又は3期分）、前回経審申請書副本（完成工事高3年平均の場合は前々回分も） ⑤審査対象事業年度の法人税・所得税・消費税に係る確定申告書の控え一式、消費税納税証明書（納税額の証明書その1）（注2）		○（提示）
	①申請書別紙一、完成工事高内訳書（注3） ②契約書（変更契約を含む）等の工事高を証する書類、JV施工は協定書写し等 出資割合の分かるもの、工事内訳書等の工事内容を確認できる書類（注3） ③完成工事高内訳書に記載した技術者コードの資格を確認する書類（注3）		○（提出） ○（提示）
(3) 技術職員名簿	①申請書別紙二・前回経審の別紙二の写し ②技術職員の資格を証する書類の写し（検定若しくは試験合格証、卒業証明書、実務経験証明書等、有効期間内の監理技術者資格者証） ③有効期間内の監理技術者講習修了証及び登録基幹技能者講習修了証の写し ④続雇用制度の適用を受けている技術職員（様式3号） （常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は④に併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し）	○（提出）	
(4) 社会性等	申請書別紙三		
(4-1) 労働福祉の状況	①雇用保険及び社会保険等の加入を証する書面（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は雇用保険被保険者証、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（2年分、前回受審の場合は直近のみ）、資格取得確認通知書（審査対象事業年度中に資格取得した場合のみ）、資格喪失確認通知書（審査対象事業年度の開始日以降に資格喪失した場合のみ）の写し） ②給与台帳の写し（審査基準日を含む前7ヶ月分） ③出勤簿の写し（審査基準日を含む前7ヶ月分）	○（提出）	○（提示）
	④建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ⑤退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入が確認できる書面 ・労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し（注4） ・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度への加入証明書 ・適格退職金契約書の写し又は厚生年金基金、確定拠出年金運営管理機関発行の確定拠出金、確定給付企業年金の企業年金基金への加入証明書又は資産管理運用機関との間の契約書の写し ⑥法定外労働災害補償制度加入を確認する下記書面のいずれか（注5） 建設業福祉共済団、全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は全国労働災害保険事務組合の労働災害補償制度への加入証明書（原本）、労働災害総合保険証券又は準記名式普通障害保険証券の写し	○（提出）	
(4-2) 建設業の営業継続の状況	民事再生、会社更生法適用の手続開始の決定日を証する書面、手続終了の決定日を証する書面（官報公告等）の写し		

(4-3) 防災活動の状況	防災協定書の写し（団体が締結している場合は団体発行の防災活動証明書）		
(4-4) 経理の状況	①監査の受審状況 ・会計監査人の設置は有価証券報告書又は監査報告書の写し ・会計参与の設置は会計参与報告書 ・公認会計士等の自主監査は、経理処理の適正を確認した書類	○(提出)	
	②公認会計士等の資格者証又は合格証の写し	○(提出)	
(4-5) 建設機械の保有状況	①建設機械の保有状況、ISO の取得状況一覧表（別表） ②自己保有の場合：売買契約書の写し（契約書がなければ販売証明書等） ③リース契約の場合：リース契約書の写し（注6） （審査基準日以降に1年7か月以上の使用期間が定められているもの） ④自己保有、リース共通で特定自主検査記録表の写し（注7） （審査基準日の直前1年以内のもの） ⑤移動式クレーンの場合：移動式クレーン検査証 ⑥大型ダンプの場合：自動車検査証 ⑦モータグレーダーで自重の確認が必要な場合：自動車検査証	○(提出)	
(4-6) I S O	①ISO9001(品質管理)の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書の写し ②ISO14001(環境管理)の審査登録機関の認証を証明する書面、付属書の写し	○(提出)	
(5) その他	①申請書受理票・手数料証紙貼付書		○(提出)
	②本審査日時等指定用はがき（事前審査書類提出時に同封）	○(提出)	

※ 上記以外の場合も、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

提出書類の部数について

知事許可業者・・・正本1部と副本1部（副本一式は本審査当日に持参すること）

大臣許可業者・・・正本1部と副本2部（副本の2部については申請書のみ、添付書類は不要。正本は申請書類等一式をファイリングすること。）

※大臣許可業者の申請については、九州地方整備局作成の経営事項審査の手引きをご参照ください。

九州地方整備局ホームページ [http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#shinsa](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#shinsa)

注1) (1) -③は法人番号が確認できる書類であれば特に指定は致しません。

例) 「国税庁法人番号公表サイト」の該当ページを印刷したものでもかまいません。

注2) (1) -④で経営事項審査を新規に申請される方や審査対象事業年度の直前期の経営事項審査を受審されていない方については、審査対象営業年度以前の消費税確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

例) 経営事項審査を新規に申請される方

完成工事高の評価について2年平均を希望する場合は、該当する営業年度2年分の消費税確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

完成工事高の評価について3年平均を希望する場合は、該当する営業年度3年分の消費税の確定申告書及び消費税納税証明書の提示が必要です。

注3) (2) -①②③で経営事項審査を新規に申請される方や審査対象事業年度の直前期の経営事項審査を受審されていない方については、(2)-①の完成工事高内訳書及び(2)-②・③は当該審査対象事

業年度の書類が必要です。※完成工事高内訳書については佐賀県知事許可業者の場合のみ作成。

例) 経営事項審査を新規に申請される方

完成工事高の評価について2年平均を希望する場合は2年分の書類が必要です。

完成工事高の評価について3年平均を希望する場合は3年分の書類が必要です。

注4) (4-1) -⑤で「自社退職金制度の就業規則の写し」を提出する場合は以下の確認ができる書類を添付してください。

<記載されていない項目>・・・手当の計算方法、支払時期

- ・従業員が10人以上の場合…労働基準監督署の受付印があること
- ・従業員が10人未満の場合…従業員代表者の同意書があること

注5) (4-1) -⑥は法定外労働災害補償制度の次の3つの要件を全て満たしていることが確認できる書類を添付してください。

- ・業務災害及び通勤災害のいずれも対象としていること
- ・直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること
- ・死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から7級までにかかる身体障害のすべてを対象とすること（業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない）

注6) (4-5) -③でリース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について評価を受けようとする場合は、以下の書類のいずれかの書類を添付してください。

- ①リース期間終了後に機械を譲受又は購入することが確認できる契約書等(覚書や念書を含む)
- ②リース期間終了後に機械を自動的に再リースすることが確認できる契約書等(覚書や念書を含む)
- ③リース期間終了後にリース機械を譲受又は購入、再リースする意思があることを申し出る申出書  
申出書記載事項

- ・申出を行う機械種類等を「建設機械の保有状況一覧表（別表）」の記入要領に準じて記載
- ・リース期間終了後のリース機械の取扱いの意思(譲受又は購入、再リース)について記載

※再リースの場合は当該審査基準日から1年7ヶ月以上のリース期間が必要です。

注7) (4-5) -④で審査基準日から1年以内に機械を購入等したため、購入等の日から審査基準日までの間に特定自主検査の実施を要しない場合は、特定自主検査実施時期報告書等による次回特定自主検査を実施すべき期間が確認できる書類を添付してください。

## (2) 建設業許可業種追加に伴う経営事項審査再受審時の取扱い

建設業許可業種追加後に追加業種に係る経営事項審査の再受審を希望される場合は、建設・技術課(TEL:0952-25-7153)までご相談ください。この場合既に審査済みとなっている評価項目については変更することが出来ませんのでご注意ください。

申請手数料については、審査を受けようとする建設業のうち「業種追加をした建設業」1種類につき2,500円です(経営規模等評価申請及び総合評定値請求を同時に申請した場合)。

### (3) 経営状況分析申請

経営状況分析は、国により登録された機関によって行われることとなり、申請の方法等は各登録経営状況分析機関の定める方法によることとなりました。

平成26年11月時点で、国による登録を受けた機関は下記のとおりです。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町 6-8-27	093-474-1561
21	(株)建設システム	静岡県富士市石坂 312-1	0545-23-2607
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町二丁目 17-6	042-505-7533

国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

## 7 経営事項審査手数料の金額及び納付方法

### (1) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求

#### ①金額

経営規模等評価申請手数料

基本料 8,100 円と申請業種 1 種類につき 2,300 円として計算した額

総合評定値請求手数料

基本料 400 円と申請業種 1 種類につき 200 円として計算した額

※経営規模等評価を申請するまでに、経営状況分析の結果通知書を受け、その原本を提出し、経営規模等評価申請時に総合評定値も請求を行えば、従前の手数料額の考え方と同様です。

#### ②納付方法

佐賀県知事許可業者は佐賀県収入証紙を、国土交通大臣許可業者は収入印紙を、手数料印紙（証紙）貼付書に貼付けて提出してください。

〈手数料早見表 1〉（経営規模等評価申請と総合評定値請求を行った場合）

業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1	11,000 円	6	23,500 円	11	36,000 円
2	13,500 円	7	26,000 円	12	38,500 円
3	16,000 円	8	28,500 円	13	41,000 円
4	18,500 円	9	31,000 円	14	43,500 円
5	21,000 円	10	33,500 円	15	46,000 円

〈手数料早見表 2〉（経営規模等評価のみ申請を行った場合）

業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1	10,400 円	6	21,900 円	11	33,400 円
2	12,700 円	7	24,200 円	12	35,700 円
3	15,000 円	8	26,500 円	13	38,000 円
4	17,300 円	9	28,800 円	14	40,300 円
5	19,600 円	10	31,100 円	15	42,600 円

※収入印紙及び佐賀県収入証紙の額については、十分確認の上、貼付してください。

※上記手数料は、消費税の課税仕入控除の対象とはなりません。

※申請書を受理した場合、手数料は還付しません。

### (2) 経営状況分析申請

各登録経営状況分析機関の定める手数料額となりますので、各機関にお尋ねください。

## 8 審査基準日と審査項目について

### (1) 審査基準日

審査基準日は、各建設業者の申請日の直前の営業年度終了日（決算日）です。

したがって、決算日から1年を経過した場合（次の決算日を迎えた場合も含む）は、その日を基準日とする審査を受けることはできません。

なお、新設業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては開業日、法人にあっては会社設立日が審査基準日となります。

### (2) 審査項目

総合評定値（P）は、下記のとおり の計算式となり、それぞれの審査項目についてはウェイトが設けられています。

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

区 分	審 査 項 目	ウェイト
(1) 経営規模	X <sub>1</sub> ①工事種類別 年間平均完成工事高	0.25
	X <sub>2</sub> ①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益の額	0.15
(2) 経営状況	Y ①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧利益剰余金（絶対額）	0.20
(3) 技術力	Z ①建設業の種類別 技術職員数 ②工事種類別 年間平均元請完成工事高	0.25
(4) その他の審査項目 (社会性等)	W ①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理に関する状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧ISOの取得状況 ⑨若年及び技能労働者の育成及び確保の状況	0.15